

2021 年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（3 月募集）

[一般入試〔素養重視方式〕]

小 論 文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開くことはできません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 22 ページ まであります。
4. 試験時間は 90 分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机上には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話・スマートフォン・ウェアラブル端末（腕時計型、眼鏡型など）・携帯型音楽プレイヤー等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

小論文

問題

次の資料〔第 201 回国会 参議院 本会議 第 3 号（令和 2 年 01 月 24 日（金曜日））会議録（部分）〕を読んで以下の問いに答えなさい。

- （１） OK 議員は令和元年（2019 年）と平成元年（1989 年）との比較で質問するとしていますが、その内容を具体的に 4 点示し、そこからどのような質問につなげたかを答えなさい（それぞれ、数年程度の差があることに留意すること）。
- （２） （１）で示した 4 つの点について、A 内閣総理大臣はどのように答えましたか。簡潔に要点のみを箇条書きで示しなさい。

資料〔第 201 回国会 参議院 本会議 第 3 号（令和 2 年 01 月 24 日（金曜日））会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○議員（OK 君） KM 党の OK です。

…初めに、新型コロナウイルスについて伺います。

発症元である中国の状況、日本を含むその他の国の状況、感染拡大防止のための対策について、できる限り詳しい情報の説明を求めます。

昨年、令和元年、二〇一九年は、メディア等において平成元年、一九八九年との比較で様々な回顧が行われました。以下、その対比と、現在の課題を踏まえて質問いたします。

一九八九年の世界の企業の株式時価総額ベストテンに占める日本企業は七社でしたが、二〇一九年は皆無。二〇一九年のベストテンのうち五社は、一九八九年以降に創業した米中の IT 企業です。

日本は重要な産業技術分野において競合国の後塵を拝するようになっていくことを踏まえ、施政方針の成長戦略の項で、未来を担う若手研究者に大胆に投資します、自由な発想で挑戦的な研究に打ち込めるよう資金配分を若手に思い切って重点化しますと述べたことは、適切な方向性だと思います。

具体的に、どのように若手研究者への配分を重点化し、どのぐらいの規模なのか、総理に伺います。

施政方針における、第四次産業革命がもたらすインパクトはあらゆる分野に大きな影響を及ぼします、国家戦略としての取組が必要でとの認識も共有します。

その中でも、核となる技術及び素材は、通信、コンピューター、半導体です。この三つが融合し、様々な製品やサービスが生み出されています。

第一に、施政方針の中で、5G、ポスト 5G に言及しています。1G から 4G まで、日本は常にアジアで最初に商用サービスを始めましたが、5G は、昨年、中国、韓国が商用サービスを開始し、日本は後塵を拝しました。

日本が 5G で後れを取った理由及びポスト 5G での巻き返しに向けた戦略について、総理の認識を伺います。

第二のコンピューターに関し、施政方針で量子技術に言及したのも当然のことだと思います。昨年、グーグルが量子コンピューターの実証実験に成功し、日本は実用化に向けて追う立場です。ところが、日本企業は約二十年前に同様の実証実験に成功していました。

先行していた量子コンピューター開発が停滞した理由及び今後の巻き返

しに向けた戦略について、総理の認識を伺います。

第三の集積回路の素材である半導体については、施政方針で言及がありませんでしたので、昨年六月十日の決算委員会で総理に申し上げた内容を再度お伝えします。

集積回路製造の上流工程であるウエハー、シリコンインゴット、多結晶シリコンの分野では、日本は依然として世界的に優位な立場を維持しています。

しかし、最上流のケイ石採掘、高純度シリコン精錬工程は、電力コストの安い中国等の寡占状態です。決算委員会では、最上流分野を日本でも構築するか、ケイ石、すなわちシリコンに代わる半導体材料を日本が世界に先駆けて実用化することの重要性を訴えました。

代替素材として有力視されているのがカーボンナノチューブです。米中が開発を加速させていますが、約三十年前、カーボンナノチューブ実用化に向けた研究に先鞭を着けたのは日本の科学者です。MJ 大学 IS 教授です。

先行していたカーボンナノチューブ研究が停滞した理由及び今後の巻き返しに向けた戦略について、総理の認識を伺います。

第五期科学技術基本計画は来年度が最終年度です。再来年度からの第六期計画をにらみ、今国会での科学技術基本法改正をどのような内容とするのか、伺います。

文科省の科学技術・学術政策研究所が公表している科学技術指標において、日本人の修士課程学生の博士課程への進学率低下、博士課程学生数及び博士号取得者の減少、米国における日米共同論文のシェア低下、米中共同論文の激増等、日本を取り巻く環境の深刻さがよく整理されています。

この状況をどう打開し、政策や予算の中でどのような工夫をしていくのか、伺います。

次に、社会保障です。

一九八九年は、消費税が導入され、少子高齢化が大きな課題として立ち上がったままです。三十年たち、事態は深刻化しています。

施政方針では、一億総活躍の項で、全ての世代が安心できる全世代型社会保障制度を目指し、本年、改革を実行してまいりますと述べています。今国会に提出される医療、介護、年金、雇用関連の法案に含まれている全ての世代が安心できる改革の内容は何でしょうか、伺います。

以下、総理が議長を務める全世代型社会保障検討会議のことは検討会議と申し上げます。

検討会議中間報告及び施政方針では、一定所得以上の後期高齢者の医療費

窓口負担を二割とすることが示されました。一定所得とはどの程度を想定しているのか、伺います。

また、三割負担となる現役並み所得の水準見直しも検討していると聞きます。どのように見直すのか、伺います。

介護、看護離職者の数は依然高水準です。介護休業は、対象家族一人につき通算九十三日までですが、実際の平均介護期間は四年七か月です。実態に即して介護休業期間を延長すべきと考えますが、総理の認識を伺います。

施政方針では、正規と非正規の壁がなくなる中で、パートの皆さんへの厚生年金の適用を更に広げてまいりますと述べていますが、検討会議中間報告で示された適用拡大案は、企業規模要件の五十人超への引下げ、勤務期間要件の見直しにとどまっており、賃金や労働時間に関する要件は現状維持です。

五十人以下の企業の短時間労働者、週労働時間二十時間未満、月額賃金八・八万円未満である労働者については、厚生年金が適用されない非正規のままです。この点の見直しについて総理の考えを伺います。

施政方針で、来年春までに子育て世代包括支援センターを全市町村に設置すると述べました。私は、フィンランドの子育て支援組織であるネウボラを視察してきました。妊娠判明時から出産、育児を経て、子供が中学生になるまで、原則として同じ保健師、看護師等が子育てを支援する仕組みであり、同国建国以来、百年の歴史があります。

フィンランド等の事例を参考にしつつ、単に役所に窓口を設ける支援センターではなく、女性、子供及びその家族のアドバイザーの役割を果たせるよう、人的、予算的に十分な手当てを行うべきと考えます。総理の認識を伺います。

社会保障制度の新たな課題として浮上しているのが、外国人在留者、外国人労働者の急増です。施政方針ではこのことに全く触れていません。外国人急増が社会保障制度に与える影響について、総理の認識を伺います。

昨年、臨時国会の代表質問で社会保険加入者における外国人比率等をただしたところ、総理は、在留外国人の加入者数及び全体に占める割合は把握していません、今後どのような年齢層の方がどのぐらいの期間在留するのか等が不透明なことから、社会保険財政に対する今後の影響をお示しすることは困難ですと答弁しました。

総理の問題意識の希薄さを映じてか、昨年十一月に外務省、入管庁に諸外国の外国人比率を質問したところ、把握していませんとの答えでした。

社会保険は、長期加入が前提です。医療の場合、平均的国民は数百万円か

ら一千万円超の生涯負担超過になっており、言わばこの多額の掛け捨てがあつてこそ成り立つ仕組みです。外国人が短期加入となり、負担よりも給付が多くなれば制度維持にはマイナスです。公平で合理的な仕組み、日本人も外国人も納得できる制度設計が必要です。

外国人労働者を重要なマンパワーとして国の運営を考える以上、他国の外国人比率、そこで起きている現象や問題等々により関心を払い、適切な対応を図るべきです。

年末に、外務省が在外公館を通じて G20 諸国の外国人比率を調査してくれました。基準や定義が同一ではないため単純比較はできませんが、日本は既に EU 並みとの印象です。

日本と同様に医療財政が逼迫する英国では、外国人の医療に関してヘルスサーチャージ制度を導入しました。外国人に年間二百ポンド、約三万円の支払を義務付けています。外国人に起因する財政負担等も、ブレグジットをめぐる英国世論に影響していると聞きます。日本でも、今後の円滑な国の運営を考えれば、諸外国の外国人比率や社会保障制度への影響に関心を持つべきです。

そこで、総理に要請します。今国会中を目途に、諸外国の外国人比率、社会保障制度に生じている影響、それへの対応等々に関し調査、取りまとめを行うことを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

臨時国会で一点だけ答弁があつたのは、国保における外国人被保険者数が九十九万人、全体の三・四％というデータでした。全国平均で三・四％ですから、都市部では一〇％を超えているでしょう。

国保被保険者の年齢別外国人比率は、六十五歳以上は〇・四％、四十歳から六十四歳は二・八％でしたが、ゼロ歳から十九歳は四・三％、外国人労働者の中心年齢層である二十歳から三十九歳は既に一一・八％に達しています。都市部の当該年齢層の外国人比率は二〇％近くになっているかもしれません。今後、在留外国人が増加、高齢化すれば、全体でも一割を超える可能性があります。外国人急増に伴う社会保障制度への影響予測と対策が急務です。一例を挙げると、外国人が急増している葛飾区では、既に区発行保険証保有者の一割超が外国人と聞きます。

こうした中で、他人の保険証を使う成り済まし等の問題も起きています。顔写真のない現在の保険証は、成り済ましや不正使用を助長します。保険証を顔写真付きとしてはどうでしょうか。

不正防止のため、保険証と外国人在留カード等の記載方法統一も課題です。

漢字表記、ローマ字表記がまちまちであったり、スペリングが異なったり、是正を要する点が多々あります。総理の所見を伺います。

施政方針では、マイナンバーカードの取得を促し、来年度中に健康保険証として利用を開始しますと述べていますが、こうした対応を外国人が日本の社会保障制度を適切に利用するための基盤として活用すべきです。総理の所見を伺います。

年金も課題を抱えています。日本の年金受給資格発生加入期間は十年となりました。技能実習生や特定技能外国人が十年未満で帰国する場合は、保険料の払い損になります。

そこで、帰国外国人には資格喪失対価として脱退一時金を支給しますが、その金額の加算が検討されています。個人型確定拠出年金、iDeCoの引き出し可能年齢も、外国人に有利な見直しが行われるようです。

外国人にとって不当に不利益な制度の見直しは当然ですが、一方、社会保障が内外無差別の扱いを原則とするならば、脱退ができない日本人、iDeCoの引き出し年齢が外国人よりも遅くなる日本人との公平性はどのように担保するのでしょうか。

今後の社会保障制度における日本人と外国人の公平性の考え方、現在把握している問題、課題について、総理の説明を求めます。

次に、経済です。

一九八九年は、消費税導入の年、バブルピークで年末に株価は過去最高値を付けました。翌一九九〇年には税収も過去最高の六十・一兆円となりました。バブル崩壊、不良債権処理、リーマン・ショックを経て税収は、二〇〇九年の三十八・七兆円まで減りましたが、以後は漸増。二〇二〇年度は六十三・五兆円を見込んでいますが、三十年前と比べると税収構造は激変しています。

消費税を除くベースで見ると、一九九〇年の五十五・五兆円に対して、来年度は四十一・八兆円にとどまり、十三・七兆円も減少しています。

来年度、主要税目の中で初めて消費税が最大となります。来年度の所得税は一九九〇年度比六・五兆円少ない十九・五兆円、法人税は六・三兆円少ない十二・一兆円です。

所得税や法人税が減少し、このような税収構造になった理由及び今後それをどのように改革していくのか、総理の方針を伺います。

臨時国会の所信で足下の景気について言及がなかったのに続き、今回の施政方針でも言及がありません。驚きました。

景気ウォッチャー調査の現状判断 DI は横ばいを示す五〇の水準を二十四か月連続で下回り、景気動向一致指数も昨年十一月は九五・一と低迷が続き、景気基調判断は四か月連続で悪化となりました。

厚労省毎勤統計によれば、二〇一二年に一〇四・五であった実質賃金指数は二〇一八年に一〇〇・八となり、今月発表された二〇一九年十一月の指数も前年比〇・九％低下しました。

補正予算案、本予算案の前提となっている景気、賃金等の現状認識について伺います。

こうした景気情勢の下、昨年十月に行われた消費増税から四か月が経過しました。駆け込み消費の有無、その後の影響及び今後の影響について、事実関係と総理の認識を伺います。

現在、確定申告準備の佳境ですが、事業者、税理士の声は総理に届いているでしょうか。軽減税率導入が確定申告事務の煩瑣を招くという懸念は現実のものとなり、全国の税理士が苦勞しています。

まずは、現場の事業者、税理士の協力、苦勞に対して、この場を通してコメントをいただきたいと思います。

旧税率と軽減税率は共に八％のため、税理士は旧税率と軽減税率の区別に苦勞しています。同じ八％であっても、国税分と地方税分の割合が異なるからです。

現場の事務の煩瑣を解消するための工夫、あるいは現場の負担に対する配慮について今後どのように対応するのか、総理の考えを伺います。

次に、通商外交です。

一九八九年の世界貿易に占める日本の割合は輸出九・四％、輸入七・一％でしたが、二〇一七年は輸出四％、輸入三・八％まで落ち込んでいます。

施政方針では、自由貿易の旗手として、二十一世紀の経済秩序を世界へと広げてまいりますと述べていますが、輸出入ともシェア五％未満の現状において、総理が考える自由貿易の旗手とはどういう意味でしょうか。また、二十一世紀の経済秩序とは何のことでしょうか、お伺いします。

総理の施政方針を聞いていると、三十年前の貿易立国、貿易大国という固定観念にとらわれているような気がします。今や日本経済は内需を喚起しないと成長しない構造です。だからこそ、KM 党は家計第一と主張しているのです。

総理は、我が国にとって貿易、内需がそれぞれどのような意味を持ち、それをどうしようと考えているのか、伺います。

日米貿易協定附属文書において、自動車、自動車部品の関税について、更なる交渉で撤廃と書き込んだことをもって、政府は関税撤廃は日米合意と強弁しています。昨年、臨時国会での代表質問に際し、総理は、日本の自動車、自動車部品に対して、二百三十二条に基づく追加関税は課されないことを直接 T 大統領から確認しましたと答弁しました。

将来の関税撤廃が日米合意であること、その間に追加関税は課されないことを改めて総理に明言を求めます。

なお、セカンドラウンド交渉前に米国が農産物や金融サービス分野等であるバーター条件を提示してくる可能性があります、応じるべきではありません。

本年四月の S 主席来日に際し、尖閣諸島周辺への公船侵入、南シナ海での覇権主義、香港、台湾、ウイグル自治区への対応等、これらの問題に関し、総理はどのような主張をするつもりか、伺います。

中国に関してもう一点伺います。

東京五輪開催前にデジタル人民元が中国国内で使用開始されると聞きます。中国人観光客がデジタル人民元を日本で使おうとする可能性があり、日本の事業者がそれを受け入れ、受領したデジタル人民元を中国の銀行の東京支店等で円に交換すると、事実上、デジタル人民元が流通することになります。通貨主権という国家の根幹に関わる事態です。

これらに関して、どのような情報を把握しており、また、どのように対処しようとしているのか、伺います。

日本は外交青書から北方四島は日本に帰属するという表現を削除しました。また、総理は、北方四島を固有の領土と表現しなくなりました。

ロシアと何を約束したのか、なぜ固有の領土と言わなくなったのか、今後の北方領土返還交渉の方針とともに改めてお伺いします。

北朝鮮は短距離ミサイルを断続的に発射しています。ところが、同盟国米国の T 大統領は、ミサイルが ICBM、大陸間弾道ミサイルではないこと、核実験を行っていないことをもって、K 委員長は約束を守っていると発言しています。北朝鮮ミサイル問題に対する米国の立場について、米国からどのような説明を受けているのか、お伺いします。

レーダー照射事件に始まり、慰安婦問題、徴用工問題、東京五輪への対応等々、韓国の日本に対する姿勢には憂慮すべきものがあります。今後の韓国との向き合い方について、総理の考えを伺います。

日本は、輸出管理厳格化等の観点から、重要な半導体材料である EUV レ

ジスト、極端紫外線露光に用いる塗布液の輸出を留保しています。日本の産業競争力、米中貿易戦争にも関係する重要な材料であることから、この扱いに関する総理の今後の方針を伺います。

防衛省設置法における調査研究業務の一環として、自衛隊の中東派遣が決定されました。制約された武器使用権限の下で自衛隊を中東に派遣することは、自衛官の安全確保等の面から適切な判断とは思えません。総理の認識を伺います。

昨年十二月十八日、経済同友会主催の将来世代の利益を考えるシンポジウムに JM 党 SH 参議院幹事長共々招請され、参議院に経済予測等を行う独立財政機関設置を目指す経済同友会の提案について議論しました。

経済同友会の提案に賛同します。かつて、財政金融委員会の下に同様の趣旨の財政小委員会を設置しようとし、当時の与党筆頭理事であった AJ 議員との間ではほぼ合意に達したものの、与党国対又は官邸の了解が得られず、成就しなかったことがあります。

参議院に独立財政機関を設け、経済予測や財政見通し等を策定し、政府はその予測や見通しを基に予算編成や年金財政計算を行うという考え方について、総理の所見を伺います。実現すれば、経済前提をめぐる不毛の議論はなくなります。

シンポジウムでも述べましたが、独立財政機関の信頼性を高めるために、過去の検証から始めるのが望ましいと思います。

一九六〇年から二〇一五年までの公的資本形成の対 GDP 比は、日本の七・七％に対して、G7 の他の先進六か国は三・九％にとどまっています。日本が仮に他の先進国並みであったなら、実額で六百八十五兆円、割引現在価値で一千兆円超の予算が他の分野、例えば科学技術や教育に充てられたことになります。こうした検証は、今後の日本の運営を検討する上で有意な材料になると思います。

シンポジウム直後の十二月二十七日、NK 新聞が一面トップで「人口減時代に居住地拡大 増加面積、十年で大阪府の規模 街の集約進まず」と報道しました。人口が減少しても、農地等を転用した郊外宅地開発が止まらず、インフラ整備等の財政負担が増していること、都心部や中心市街地の空き家増加等を憂慮した報道でした。

人口減少時代に対応し、市街地開発、宅地造成をめぐる規制等にどのように臨むのか、総理の考えをお伺いします。

施政方針の地方創生の項で、外国人観光客増加に対応して世界に冠たる観

光インフラを整えると述べ、官房長官も記者会見等で世界レベルのホテルを五十か所程度新設する方針を示しました。既に財政投融资計画において予算化されており、今後の財政に影響を与えるでしょう。

世界に冠たる、世界レベルのホテルの定義、五十か所程度が適切と考える根拠、及び建設主体として官民、外資等、どこを想定しているのか、お伺いします。

財政的見地から冷静な判断が必要なことは、防衛予算も例外ではありません。現下の国際情勢を考えると、防衛力強化の必要性については認識を共有します。だからといって、予算を無尽蔵に使えるわけでもありません。

令和二年度の防衛関係費は、米軍再編経費等も含め五兆三千百億円、過去最高です。米国からの武器等購入額は、二〇一二年度の千三百六十五億円から二〇一九年度の七千十三億円と五倍以上に膨らんでいます。

購入済み装備品の後年度負担も過去最高の五兆二千百六億円、防衛予算一年分に匹敵する規模です。また、米国の言い値で装備を購入する FMS、対外有償軍事援助への依存は、過度の財政負担と防衛産業の脆弱化を招いています。

FMS 依存を改革する意思、防衛装備を自主開発する意思があるか否か、総理の考えをお伺いします。

最後に、政権の体質について付言します。

総理は、IR を経済活性化の目玉政策として推進してきました。しかし、今回の事件を契機に、世論調査ではカジノ設置に反対する国民が増えています。

一昨年七月の IR 法案採決に際し、KM 党の YW 議員が提案した三十一項目にわたる附帯決議の内容は、今日の事態を予見した、まさしく炯眼であったと思います。

七項で「国、都道府県等は、海外のカジノ事業者が民間事業者に選定されることを目指した働きかけに対し、収賄等の不正行為を防止し、選定の公正性・透明性を確保すること。」と記されたほか、二十八項ではカジノ管理委員会における審議の透明性確保、三十項で国会及び国民に対する政府の説明責任に言及しています。

しかし、昨今の政権、霞が関の隠蔽体質を鑑みると、附帯決議二十八項と三十項の実効性を確保することは極めて難しい状況です。だからこそ、野党が提出している IR 廃止法案を審議し、成立させるべきと考えますが、総理の認識を伺います。

公文書や役所の資料が平気で隠蔽、改ざん、廃棄される不祥事が続発して

おり、こうした不正を強要、看過する今の政権には背筋が寒くなる思いです。

国民の知る権利を守り、公文書管理の適正、厳正化を図り、不正を防止するために、野党提出の公文書管理法改正案等を成立させるべきと考えますが、総理の認識を伺います。

KM 党は、正直な政治、偏らない政治、現実的な政治を追求しています。日本の政治にその三つが足りないと感じているゆえであります。

施政方針の冒頭、総理は就任時に、日本はもう成長できないという諦めの壁があったと述べました。私はそうは思いませんが、諦めの壁があるとするれば、それは日本の民主主義や政権の現状に対する諦めの壁ではないでしょうか。

施政方針の最後で、世界の真ん中で輝く日本、希望にあふれ誇りある日本をつくり上げる、この七年間、全力を尽くしてきました、夢を夢のままで終わらせてはいけなさと述べた総理ですが、ということは、総理は、今の日本は、世界の真ん中で輝かず、希望にあふれず、誇りがないと認識しているということでしょうか。私はそうは思いませんが、もしそうだとすれば、それは正直な政治、偏らない政治、現実的な政治が行われていないからでしょう。

施政方針の最後のくだりを活用させていただいて、終わりの言葉とさせていただきます。

新しい時代の日本をつくるために、今日、これから、まずは総理自身が、正直で、偏らず、現実的な政治のスタートを切ろうではありませんか。

○内閣総理大臣（A 君） OK 議員にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けた対策についてお尋ねがありました。

まず、今般の中国武漢市における新型コロナウイルスに関連した感染症については、一月二十三日の時点で中国において五百七十一名の患者が確認されており、そのうち十七名が亡くなっているほか、日本のほかにタイ、韓国、台湾、アメリカでも武漢市に滞在歴のある患者が確認されていると承知しております。我が国においては、本日、新たに中国からの旅行者一名が当該感染症の患者であることが確認されました。

このような状況の中で、まずは一月二十一日に関係閣僚会議を開催し、私から、検疫における水際対策の一層の徹底、感染症の発生状況等の情報収集の徹底、国民に対する迅速かつ的確な情報提供などについて指示を出しました。

その後、中国において患者が更に拡大していることを踏まえ、昨日には、武漢市に対する感染症危険情報レベルを二に引き上げ、不要不急の渡航はやめるよう促すとともに、中国からの全ての航空便において機内アナウンスによる呼びかけや健康カードの配布を行うよう各航空会社に要請すること、全国で患者の検査を可能とする体制を整備することなど、検疫における水際対策や国内における検査体制の更なる強化を図ることとしました。

また、昨日から本日にかけて、世界保健機構、WHO は、今般の新型コロナウイルスに関して緊急委員会を開催し、現状について、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態を宣言する状況にはないが、人から人への感染症は認められると発表しました。また、中国以外の国に対し、感染の拡大を防止するため、積極的なサーベイランス等が重要である旨の助言を行いました。

本日、このような発表を受け、改めて関係閣僚会議を開催し、水際対策の一層の徹底、サーベイランス強化のための検査体制の整備、日本人渡航者、滞在者の安全確保など、万全の対応を講じるよう指示を行ったところです。

引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に向けて、全力を挙げてまいります。

若手研究者への資金配分の重点化についてお尋ねがありました。

科学技術立国日本の未来は、これからの若い力に懸かっていると言っても過言ではありません。そうした観点から、政府として、昨日、若手研究者に対する新しい支援パッケージを決定し、産業界やアカデミアと一体となって若手研究者の支援を強化していきます。

予算規模は、それぞれの年度における予算編成の中で決まるものであるため、現時点で一概に申し上げることはできませんが、二〇二五年度までに若手研究者向けの安定的なポストを五千人分以上増やします。博士を目指す全ての学生が生活面での心配をすることなく研究に打ち込めるよう、多様な財源を活用し、奨学金などの支援も大幅に拡充していきます。さらに、若手研究者を煩雑なペーパーワークから解放し、最長十年間、腰を据えて自由な発想で挑戦的な研究に取り組める新しい研究制度も創設します。

科学技術関係予算をこうした形で若手研究者に重点的に配分していくことで、若い皆さんが将来に夢や希望を持って研究の道に飛び込むことができる環境づくりを進めてまいります。

5G についてお尋ねがありました。

イノベーションをめぐる国際競争が激しさを増す中で、5G 分野では、これまで研究開発においても、またインフラ整備の面でも、米国や中国などに

おける積極的な投資が先行する形となったことは事実です。

しかし、5G がもたらす変革は経済のみにとどまらず、安全保障を始め社会のあらゆる分野に大きな影響を及ぼすとの認識の下、今後、国家戦略として取り組んでいく考えです。

5G、ポスト 5G、更にその先を見据えながら、大胆な税制措置と予算により研究開発とインフラ整備への大胆な投資を促し、イノベーションを力強く後押ししてまいります。安全で安心なインフラがこれからも安定的に供給されるよう、グローバルな連携の下、競争力強化に戦略的に取り組んでいく決意であります。

量子技術についてお尋ねがありました。

我が国は、これまで、量子コンピューターの要素技術や基礎理論を生み出してきましたが、その事業化に向けてイノベーションの更なる加速、民間資金も活用した研究開発投資の拡大といった面で対応が必ずしも十分でなかったと考えます。しかし、量子技術は、次世代暗号などの基盤であり、産業や安全保障上の重要技術であることから、今後、国家戦略として取り組んでいく考えです。

トップクラスの研究者や民間企業を国内外から集め、事業化までを視野に入れた一大研究拠点を国内に整備していきます。オープンな環境の下でイノベーションを加速するとともに、民間も含めた投資を大きく拡充することで、量子技術分野での世界トップを目指してまいります。

カーボンナノチューブについてお尋ねがありました。

御指摘のあった半導体材料などへの活用が注目されているのは、いわゆる単層のカーボンナノチューブですが、これについては、均質にチューブを並べる極めて高い製造技術が求められ、五年前、日本企業が世界で初めて量産に成功いたしました。そして、今なお、中国や米国は量産に成功していないと承知しています。

このカーボンナノチューブについては、鋼の二十倍という強度を持ちながら極めて優れた電気や熱の伝導性を持つことから、航空機のエンジン部材、スーパーコンピューターの放熱材など、高付加価値素材として活用が広がっています。今後、御指摘の半導体材料も含め、更なる用途拡大を支援することで、素材分野における日本の競争力強化につなげていく考えであります。

科学技術基本法の改正と日本を取り巻く研究環境についてお尋ねがありました。

AI や IoT などのイノベーションは、加速度的な進歩を遂げると同時に、経済社会の全体にわたって革新的な変化をもたらします。そうした意味で、科学技術の発展は、今や法律や倫理など社会との関係が密接不可分となっています。そのため、イノベーションの創出のほか、人文科学を振興対象に加えることなどを内容とする科学技術基本法改正案について、今国会への提出を検討しています。

日本を取り巻く研究環境については、御指摘のとおり、基礎研究力の相対的な地位の低下が懸念されています。だからこそ、先ほども申し上げたとおり、次の世代を担う若い皆さんが将来に夢や希望を持って研究の道に飛び込むことができる環境づくりを進めていくことが重要であると考えます。

とりわけ、グローバル化が進む時代にあって、海外で研さんをする機会を大胆に充実していくほか、世界中から優秀な人材を集めるため、産業界とアカデミアの連携を強化する中で、これまでのしがらみにとらわれることなく、世界水準の待遇を得られるようにするなどの取組を進めてまいります。

全世代型社会保障制度改革の内容についてお尋ねがありました。

全世代型社会保障は、人生百年時代の到来を見据えながら、働き方の変化を中心に据えて、年金、医療、介護、社会保障全般にわたる改革を進めるものです。したがって、各分野がばらばらではなく全体が一体となって全ての世代が安心できる改革となるものです。

以下、具体的に申し述べます。

年金については、多様な就労に対応し、高齢期の経済基盤の充実を図ることができるための環境整備を進めるため、厚生年金の適用について従業員五十人を超える企業までの段階的拡大、年金受給開始時期の上限の七十五歳への引上げ、在職老齢年金の見直し等を行ってまいります。

雇用に関しては、働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず働くことができる環境を整えるために七十歳までの就業機会の確保を図り、労働施策総合推進法を拡大して大企業に中途採用・経験者採用比率の開示を求め、多様な柔軟な働き方が可能となるような見直しを行い、兼業や副業で働く方についてはセーフティーネットを構築するための法制化を進めます。

さらに、介護については、地域共生社会の実現に向けて、制度の持続可能性を確保しながら、介護予防、健康づくりの推進、地域の実情に応じた介護基盤の整備、介護人材の確保等を柱として改革を進めてまいります。

なお、医療については、全世代型社会保障検討会議の中間報告に示された方向性に基づき、七十五歳以上の高齢者であっても一定所得以上の方につい

て新たに窓口負担割合を二割とすることや、かかりつけ医機能の強化等を図るため、大病院の受診に定額負担を求める仕組みの拡大について具体的な検討を進め、夏までに成案を取りまとめてまいります。

高齢者の医療費の窓口負担と介護離職についてお尋ねがありました。

高齢者医療で新たに二割負担の対象となる方の基準については、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて具体的な所得基準等について検討を行ってまいります。

現役並み所得の基準については、新経済・財政再生計画改革工程表に沿って、現役との均衡の観点から検討を行ってまいります。

また、介護離職については、政府としてこれをゼロにするという目標を掲げ、二〇二〇年代初頭までに五十万人分の介護の受皿の整備、介護職員の処遇改善を含む介護人材確保対策、仕事と介護の両立支援などを総合的に進めているところです。

介護休業については、平成二十八年に、三回まで分割して取得可能とするとともに、介護のための所定労働時間の短縮措置を設けるなどの見直しをしたほか、来年から介護休暇を時間単位で取得可能とするなど、多様なメニューを柔軟に利用できるようにし、周知啓発に取り組んでいるところです。

厚生年金の適用拡大についてお尋ねがありました。

パートの皆さんへの厚生年金の適用については、今回の改正において、中小企業への生産性向上支援、社会保険手続の負担軽減を行いながら、従業員五十人を超える中小企業まで段階的に拡大をすることとしております。

今回は、中小企業の負担に配慮し、段階的に適用範囲を拡大していくこととしたものであり、まずは五十人超の中小企業までの適用拡大を進めてまいります。

子育て世代包括支援センターについてお尋ねがありました。

子育て世代包括支援センターは、全ての妊産婦、乳幼児等を対象として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供するものであり、来年春季までに全ての市町村に設置することとしています。

このため、令和二年度予算案において、センターの体制整備のために必要な運営費の補助を拡充しているところであり、引き続きその充実を図ってまいります。

外国人の増加による社会保障制度への影響についてお尋ねがありました。

外国人に対する我が国の社会保障制度の取扱いについては、日本人に準じて対応してきたところです。昨年の臨時国会でもお答えしたとおり、今後ど

のような年齢層の方がどれくらいの期間在留するのか等が不明なことから、その影響を定量的にお示しすることは困難です。

一方、外国人の医療問題など、制度創設時には必ずしも想定されていなかった制度の適用やサービスへのアクセス等の課題に対しては、それぞれの制度において必要に応じて諸外国の状況や対応等も調査し、その結果も踏まえながら必要な対策を講じてきているところです。

保険証の在り方についてお尋ねがありました。

来年三月からはマイナンバーカードの健康保険証としての利用を開始いたします。これにより、本人確認の精度が向上し、いわゆる成り済まし受診の防止につながるものと考えております。また、住民票を有する外国人についてはマイナンバーカードの取得が可能となっていることから、その普及により、外国人も含めた医療保険制度の適切な運用が強化されるものと考えています。

年金制度における日本人と外国人の公平性の考え方についてお尋ねがありました。

公的年金に上乗せする iDeCo については、公的年金に加入することができない方で一定の要件を満たす場合に引き出すことができるよう見直しを検討しています。これは、公的年金に加入できないことを要件とするものであり、他の社会保障制度と同様、日本人と外国人で国籍によって差を設けるものではありません。

税收構造についてお尋ねがありました。

各税目の税收は、時々の経済社会の変化を踏まえつつ改正を行ってきた結果を反映したのですが、所得税や法人税の税收が減少した背景には、制度改正要因を加え、バブル期以降の資産価格の下落等、経済情勢の要因もあることに留意が必要です。

消費税については、急速な高齢化等を背景に社会保障給付費が大きく増加する中で、国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分ち合うという観点で、社会保障の財源と位置付けています。その上で、全世代型社会保障へと転換するための安定財源として税率一〇％への引上げを行ったところです。

少子高齢社会における国の財源調達においては、所得税、法人税、消費税のいわゆる基幹三税の中でも、税收が景気や人口構成の変化に左右されにくく安定している、働く世代など特定の層に負担が集中することなく、経済活動に中立的等の特徴を有する消費税の役割が一層重要になっていることは

確かですが、いずれにせよ、今後の税制の在り方については、公平、中立、簡素の三原則を踏まえつつ、不断の検討を行ってまいります。

景気や賃金の現状認識についてお尋ねがありました。

我が国経済は、七年間にわたるアベノミクスの取組の結果、力強い成長を続けてきました。賃上げについても、連合の調査によれば、六年連続で今世紀に入って最も高い水準の賃上げが実現しており、雇用の大幅な増加と相まって、国民みんなの稼ぎである総雇用者所得は名目でも実質でも増加が続くなど、雇用・所得環境は着実に改善しています。こうした状況を反映し、現状においても、海外経済の減速等を背景に外需が弱いものの、内需を中心に緩やかに回復していると認識しています。

その上で、事業規模二十六兆円の総合経済対策により、相次いだ災害からの復旧復興や海外発の下方リスクに対し万全の対応を行うことで、民需主導の力強い成長を果たすとともに、より幅広く賃上げの波が行き渡るよう全力を尽くしてまいります。

消費税率引上げの影響についてお尋ねがありました。

消費税率引上げ前の駆け込み需要やその後の落ち込みは、十月には台風の影響も見られるものの、現時点では全体として前回ほどではないと見られます。引き続き、引上げによる影響に十分注意してまいります。

軽減税率制度による申告事務の負担についてお尋ねがありました。

多くの事業者の方が軽減税率制度が実施されて初めての確定申告を迎える中、事業者の方が戸惑うことなく申告を行うことができるよう、税率ごとの区分経理の方法や申告への対応に重点を置いた説明会の開催などを実施しているところです。

今後とも、税理士の方や事業者の方の実務現場の状況をきめ細やかに把握をし、現場に寄り添った丁寧な対応を行ってまいります。

自由貿易の旗手や二十一世紀の経済秩序の意味、我が国にとって貿易と内需が持つ意味と展開についてお尋ねがございましたので、丁寧に分かりやすく説明をさせていただきたいと思えます。

我が国経済の大宗を占めるのは内需であり、とりわけ消費や投資など民需主導の経済成長を実現することが重要であることは、これは言うまでもありません。同時に、国内において急速に少子高齢化が進む中で、貿易を通じて海外の需要をしっかりと取り込んでいくことも、我が国経済の持続的な成長のために欠かせないものであると考えています。

そのため、世界で保護主義への懸念が高まる中で、我が国は自由で公正な

ルールに基づく貿易の重要性を一貫して主張してまいりました。そして、TPP11、欧州とのEPA、日米貿易協定の成立を主導し、三つを合わせれば世界経済の六割に及ぶ自由貿易圏の中心にあって、日本は自由貿易の旗手として取り組んできたと考えております。

その際、成長著しい新興国などとの競争環境を確保する観点からも、知的財産の保護、環境・労働規制、国有企業の規律など、幅広い分野にわたる公正なルールの整備を重視してまいりました。これらは、いずれも関税の引下げが中心であったかつての自由貿易協定には含まれなかったようなルールであり、まさに二十一世紀型の経済秩序であると考えております。

日米貿易協定についてお尋ねがありました。

自動車、自動車部品については、既に日米貿易協定において、単なる交渉の継続ではなく、更なる交渉による関税撤廃を明記しています。今後、関税撤廃がなされることを前提に、具体的な撤廃時期等について交渉を行うこととなります。

また、昨年九月の日米共同声明には、協定が確実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らないとの記載があります。この意味については、日米首脳会談において、日本の自動車、自動車部品に対して二三二条に基づく追加関税は課されないという趣旨であることを、私から直接ト大統領に確認しております。

(中国の)S国家主席の来日についてお尋ねがありました。

日本と中国は、地域や世界の平和と繁栄に共に大きな責任を有しています。日中両国がこうした責任を果たしていくことが、現在のアジアの状況において、そして国際社会からも強く求められています。S国家主席の国賓訪問を、その責任をしっかりと果たすとの意思を内外に明確にしていく機会としたいと考えています。

同時に、中国との間には、御指摘のものも含め様々な懸案が存在をしています。こうした懸案については、これまでも私から首脳会談の際に中国側に累次にわたり提起してきています。引き続き、主張すべきはしっかりと主張し、中国側の前向きな対応を強く求めていきます。

デジタル人民元についてお尋ねがありました。

デジタル人民元については、現時点では中国国内の決済用として発行を計画しているものと承知しており、日本において、信用と利便性の高い円に代わる決済手段として直ちに広く普及するとは考えておりません。

なお、このようなデジタル通貨については、金融技術革新による決済の効

率化等の潜在的なメリットがあり得る一方、マネーロンダリング等のリスクについて、発行前に適切に対処される必要があることを、昨年、A 財務大臣のリーダーシップの下、中国を含む G20 として合意したところです。

今後、我が国として、国際的な議論の動向も踏まえ、日本銀行とも緊密に連携しながら、デジタル通貨について調査研究を進めるとともに、引き続き、日本円の信用の維持、決済の利便性の向上に取り組んでまいります。

北方領土問題についてお尋ねがありました。

北方領土は我が国が主権を有する島々です。政府としてこの立場に変わりはなく、平和条約交渉の対象は四島の帰属の問題であるというのが日本側の一貫した立場です。この立場に全く揺らぎはありません。

その上で、交渉がうまくいくかは、静かに交渉できるかに懸かっています。表現は異なりますが、北方領土が置かれた状況についての法的評価は一貫しています。

一九五六年の共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させ、領土問題を解決して平和条約を締結するとの方針の下、引き続き粘り強く交渉を進めていきます。

北朝鮮のミサイル問題に対する米国の立場についてお尋ねがありました。

北朝鮮による弾道ミサイルの発射が安保理決議違反であることは明白であり、こうした立場について、例えば昨年の G7 の際に行った日米首脳会談で、私から北朝鮮の短距離弾道ミサイルの発射は安保理決議違反であり極めて遺憾である旨述べ、T 大統領から完全に理解する旨の発言があるなど、米国との間で累次の機会に確認をしてきているところです。先月の国連安保理の公開会合においても、米国から、北朝鮮による弾道ミサイルの発射は、その射程にかかわらず、地域の安全と安定を損ね、安保理決議の明白な違反であるとの立場を明確に表明しています。

日韓関係についてお尋ねがありました。

韓国は、元来、基本的価値と戦略的利益を共有する重要な隣国です。昨年十二月の日韓首脳会談では、目下の日韓関係の最大の課題である旧朝鮮半島出身労働者問題につき、韓国側で解決策を示すよう強く求めました。韓国側には、国と国との約束を守り、未来志向の両国関係を築き上げることを切に期待します。

なお、韓国を仕向地とする（半導体の材料である）レジストについて、輸出を留保しているという事実はありません。昨年七月四日以降、個別の輸出許可申請を求めることとしていますが、安全保障上懸念のない民間取引であ

れば輸出を許可しています。我が国として、引き続き、国際レジームの下で厳格に輸出管理の運用に努めてまいります。

自衛隊の中東派遣についてお尋ねがありました。

エネルギー資源の多くを中東に依存する我が国としては、地域における緊張の高まりを深く憂慮しています。中東地域における日本関係船舶の安全の確保のため、我が国独自の取組として、更なる外交努力、航行安全対策の徹底と併せて、自衛隊による情報収集態勢の強化を実施します。

この自衛隊による情報収集活動は、防衛省設置法の調査研究の規定に基づき実施するものであり、また、不測の事態の発生など状況が変化する場合の対応として、自衛隊による更なる措置が必要と認められる場合には、自衛隊法の規定に基づき海上警備行動を発令して対応することとなります。

これらの活動において自衛隊がとる措置は、国内法上及び国際法上許容されるものとして実施する必要があります。特に、日本関係船舶の防護のための措置は、国際法上の旗国主義の原則を踏まえ対応することが基本となります。

なお、この旗国主義を踏まえた対応は国内法で変更できるものではありません。

その上で、自衛隊員の使命は国民のリスクを下げることであり、このため自衛隊員の任務は常にリスクを伴うものですが、今般の活動においても、きめ細やかな準備や安全確保対策により、対応に万全を尽くしてまいります。

独立財政機関についてお尋ねがありました。

院内における機関の設置については、国会において御議論をいただくべき事柄であり、政府としてお答えすることは差し控えさせていただきます。

その上で、政府としては、経済財政諮問会議において、専門的、中立的な知見を有する学識経験者なども参画する下で、経済財政運営について議論を行っています。

御指摘の経済や財政の見通しについては、内閣府において、経済財政諮問会議の議論を踏まえた上で、過去の実績や足下の経済状況に基づく現実的な想定の下で作成しているところです。

人口減少時代に対応した市街地開発、宅地造成をめぐる規制等についてお尋ねがありました。

地方においては、人口の増加に伴い市街地が郊外へ拡散してきましたが、今後は、人口減少により拡散した市街地で居住の低密度化が進み、生活・行政サービスの維持が困難になる可能性があります。

このような状況を踏まえ、経済や生活に必要な機能をコンパクトに集約し、公共交通等のネットワークで結ぶコンパクトシティーを促進しております。現在、病院や店舗などの日常生活を支える施設を中心部に誘導するとともに、災害ハザードエリアにおける開発規制を強化するため、所要の法改正の準備を進めているところであり、より安全でコンパクトな町づくりを加速させてまいります。

世界レベルのホテルについてお尋ねがありました。

外国人観光客が急増する中で、観光客の長期滞在が見込まれ、地域経済への波及が大きいと考えられる世界レベルの宿泊施設の整備の促進は、二〇三〇年の訪日外国人旅行者数六千万人、訪日外国人旅行消費額十五兆円の実現を図る上で重要な課題だと考えております。

世界に冠たる、世界レベルのホテルについては、外国人観光客に対して大きな魅力を有し、世界各国から地域に観光客を呼び込める高い品質を備えた宿泊施設を念頭に置いたものであります。整備を目指す施設数を五十程度としているのは、現在、国内における整備計画、構想の状況等を勘案したものです。また、今回の支援策は、内資、外資を問わず民間事業者を対象とするものであります。

FMS 調達と防衛装備の自主開発についてお尋ねがありました。

厳しい安全保障環境を受け、高性能な装備品について早期導入が求められる傾向にあり、結果として FMS 調達が増加していますが、これは、我が国を守るために必要不可欠な装備品の中には FMS でしか調達することができないものがあるためであります。

一方で、国産装備品についても、我が国の防衛に必要な能力を満たした装備品を調達しており、今中期防においても国産装備品の整備を計画しています。引き続き、必要な国産装備品について着実に調達を進めていく考えであります。

さらに、今後必要となる優れた装備品を我が国の防衛産業がしっかりと開発することができるよう、重要技術に重点的に投資を行うとともに、国内防衛産業の競争力の強化を進めてまいります。

政権の体質についてお尋ねがありました。

施政方針演説には、本年度予算に盛り込んだ政策など、本年一年間で実施する主要政策を盛り込んでいます。国会審議において、御指摘のようなテーマに議論が集中し、大切な審議時間が政策論争以外に多く割かれてしまっている状況については、国民の皆様、納税者の皆様に大変申し訳なく思ってお

ります。

OK 議員御指摘のテーマに関しては、同じ会派の議員から既に御質問をいただいております、丁寧にお答えをさせていただいてまいりましたが、今後とも、国会における御指摘には当然誠実に対応させていただく所存であります。

IR 整備法等廃止法案についてお尋ねがありました。

法律案の取扱いについては、国会においてお決めになるべき事柄と承知しておりますが、IR は、カジノだけではなく、国際会議場、展示場や大規模な宿泊施設を併設し、家族で楽しめるエンターテインメント施設として観光先進国の実現を後押しするものと考えています。

もとより、IR の推進に当たっては国民的な理解が大変重要であり、事業者選定の公平性、透明性の確保等についても、今月発足した高い独立性を有するカジノ管理委員会や国会での御議論も十分に踏まえて、丁寧に進めてまいりたいと考えております。

公文書管理についてお尋ねがありました。

政府としては、平成三十年七月に公文書管理の適正化に係る総合的な施策を決定し、決定した全ての施策について、これまで着実に実行に移しているところです。

他方、今般発覚した行政文書の保管や廃棄における不適切な取扱いも踏まえ、独立公文書管理監を中心とした各府省におけるチェックの強化など、政府を挙げて公文書管理監の更なる徹底方策について検討していく予定です。

なお、野党が提出されている法案の取扱いについては、国会において御議論いただくべきものと考えております。

OK 議員からは、七年間の政権の成果として、日本が世界の真ん中で輝く国となったと評価いただいたことに対して御礼を申し上げ、更に全力を尽くしていくことをお誓い申し上げる次第であります。…以下、略